

平塚市と大磯町との間のごみ焼却施設の整備運営に関する事務
の事務委託に関する規約の一部変更についての協議について

平塚市と大磯町との間のごみ焼却施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により協議する。

平成24年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

別紙

平塚市と大磯町との間のごみ焼却施設の整備運営に関する事務の事務委託 に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 大磯町は、ごみ焼却施設の整備運営に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を平塚市に委託する。

- (1) ごみ焼却施設の建設に関する事務
- (2) ごみ焼却処理に関する事務

（経費の負担及び予算の執行）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、大磯町の負担とし、経費の額及び交付の時期は、平塚市長が大磯町長と協議して定める。この場合において、平塚市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を大磯町長に送付しなければならない。

第3条 平塚市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、平塚市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、すべて平塚市の収入とする。ただし、住民等の利便性の向上を図るうえで必要と認める場合においては、大磯町長が平塚市長と協議して、その全部又は一部を大磯町の収入とすることができる。

第5条 平塚市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、平塚市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに、大磯町長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 平塚市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を大磯町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第7条 平塚市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度大磯町長と連絡会議を開くものとする。ただし、大磯町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 委託事務中ごみ焼却処理に関する事務の管理及び執行について適用される平塚市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の全部又は一部が改正された場合においては、平塚市は、速やかに、当該条例等の改正の旨を大磯町に通知しなけれ

ばならない。

- 2 前項の規定による通知があったときは、大磯町は、直ちに、当該条例等の改正の旨を公表しなければならない。

(細目)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、平塚市長と大磯町長とが協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条第2号の規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 大磯町長は、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定によるこの規約の告示の際、併せて委託事務中ごみ焼却処理に関する事務に関する平塚市の条例等が、大磯町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止した日をもって打ち切り、平塚市長が決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、平塚市長と大磯町長とで協議して処分するものとする。

附 則

この規約は、平成25年2月1日から施行する。